



2024年7月15日発行（季刊）



う 羽 化 か

ISSN1880-8646
2024年7月
第130号

漢 点 字 羽 化 の 会
〒231-0063 横浜市中区花咲町1-46-1-1105 Tel 090-9003-7279
発行責任者 代 表 岡 田 健 嗣
編集責任者 宮 澤 義 文



目 次

漢点字の散歩 (66) (岡田健嗣)	1
字式について (4) (岡田健嗣)	9
点字から識字までの距離 (123) (山内 薫)	12
漢文のページ	19
ご報告とご案内	21
編集後記 (宮澤義文)	23

漢点字の散歩 (六十六)

岡田 健嗣



カナ文字は仮名文字 (17)

前回最後に、それより前々回の最後の拙文を引用して閉じましたが、内容的に誤ってはいまいかという疑念を抱いております。検討して、正すべきは正す方がよいと思われまますので、以下に、もう一度考えてみたいと思います。うるさいようですが、その拙文を、もう一度引用させていただきます。

「(略)しかしここに、面白いことに気づかされました。固有名である「大穴道」は「おほあなむち」↓「おほなむち」、「少御神」は「すくなみかみ」、

「妹勢能山」は「いもせのやま」、「浮沼池」は「うきぬのいけ」、そして固有名ではありませんが、「吾妹子」は「わぎもこ」と、訓仮名(勢と能は音仮名ですが)が当てられていて、一つの韻律をなしているように思われることです。この韻律は、これよりもずっと以前の日本語と、現代の日本語とを結ぶ架け橋になるもののように思われます。そしてこの固有名に訓仮名が当てられていることで、訓仮名が訓読の成立なしには叶わないものとしてみれば、訓読と訓仮名がフィードバックすることで、万葉の世が明けることになったのではないか、何かそういう筋道が描けるように思われて来るのでした。(略)」

私は、視覚障害者ですので、現在まで、文字を介して「万葉集」に接することができませんでした。そればかりか、現代文でも、かな文字と漢字とがどのように連絡しながら使用されているかも、現在に近くなっ

てやっと知る機会を得たのでした。

約四五年前に漢点字を学び、約三〇年前に本会の活動を始めて、そしてこのほど『萬葉集釋注』の漢点字訳が完成しました。これが私にとって初めての「万葉集」との邂逅だったのですが、正に邂逅としか言い様のないもので、全く理解の不十分を露呈して、このようなことを書くという仕儀となつてしまいました。

今思えば、「万葉集」についての予備知識と呼べるものは何もなく、ほぼいきなり『萬葉集釋注』を、ボンと手渡されたようにして読み始めたわけですが、それでも「万葉集」についての先入観は私の観念を満たしていたようで、極めて単純な矛盾にも気づけませんでした。

どのような先入観だったのか、これもほとんど定かではありませんが、一言で申せば、「万葉集」で使用されている言葉は、現在私どもが使っている日本語とは全く異なつた、外国語のような言語であつて、私達

が現在読んでいる「万葉集」の読み下し文は、外国語を日本語に翻訳したものと同様の、現代語への翻訳であつて、それを参照しつつ原文を読むということも、並大抵ではあるまいというものではなかつたかと思われまふ。このような先入観は、ある意味では正しかつたのですが、しかし誤りを犯すものでもあつたわけです、それは何かと申せば、「万葉集」の読み下し文と原文を丹念に比較して読みこなすという、基本的な作業を怠つた結果として、以下のような極めて初歩的な矛盾を来したということになつたのでした。

右に引用した拙文に、「訓仮名」という語句が何度か出て参りますが、ここの誤りはこの「訓仮名」に関する認識の甘さだつたと言つてよいものです。「大穴道」（おほなむち）、「少御神」（すくなみかみ）、「妹勢（背）能山」（いもせのやま）、「浮沼池」（うきぬのいけ）、「吾（我）妹子」（わぎもこ）を、「訓仮名」と理解したというところにあります。

そしてこの拙文の矛盾は、「大穴道」や「少御神」を固有名として、現在の私達の固有名である氏名と同様に文字が使用されて読まれているとし、そしてこれを「訓仮名」と規定しているところにあります。そう規定しますと、現在の私達の氏名の読みも、「訓仮名」であるとしなければなりません。明らかにそうではありません。

例えば現在の私達に氏名、私の名を例に取りますと、「健嗣」と書いて、「たけし」と読みます。これはカナ文字としての読みではありません。「健」を「たけ」と読ませているのは、漢字の訓読です。「嗣」を「し」と読ませているのは漢字の音読です。この「健嗣」を多くの人が「けんじ」とお読みになります。この場合の「けん」は、漢字の音読です。

現在の私達の氏名は、漢字で書かれることが多いのですが、その読みはこのように訓読されることが多いことと、それほどの差なしに漢字の音読でも読まれて

いるように想像されます。また、ひらがな・カタカナのカナ文字で表されるお名前も少なくありませんし、女性のお名前（男性にもおられるかもしれませんが）にしばしば用いられる、「由嘉理」さんとか「美登里」さんとかのように、漢字音を連ねてカナ読みのように読むお名前もあります。これらは、万葉時代の「音仮名」さながらとも言える文字遣いではないでしょうか。

「大穴道」や「少御神」の読みも現在の私達の氏名と同様に「訓読」と捉えれば、このお二人のお名前も、文字の意味を通して呼ばれていることが分かります。「訓仮名」であれば、使用されている文字の意味と読みとは、直接には繋がりがありません。

そこで、かな文字と、音仮名・訓仮名について、その定義を知るために、『広辞苑』を訪ねて見ることにします。

《かゝな【仮名・仮字】（カリナ（仮名）の音便カンナの約）漢字から発生した、わが国固有の音節文字。広義には万葉仮名・平仮名・片仮名、狭義には後の二者をいう。万葉仮名は漢字の音訓で国語を写し、片仮名・平仮名は平安初期、万葉仮名を簡略化して書いたものから発生した音節文字。初め、片仮名は漢字と共に、平仮名は単独で用い、後世に至り平仮名も漢字と混用。やまともじ。仮名文字。／真名（まな）》

屋上屋を重ねることになります、右の『広辞苑』の記載を私の言葉に置き換えて見ます。

「仮名」は、漢字から発生したわが国固有の音節文字である。ここでは二つのが言われているように思います。漢字は中国から渡来してわが国でも用いられて来た文字ですが、わが国の言語を表すにはこの漢字だけでは不十分であることが先人に気づかれて、そ

の漢字を元に、新たな文字が作られたということ、その文字は、漢字のような表意文字でも、アルファベットのようないくつかの音素文字でもなく、音節文字であったということ、音節文字」とは、一音節を一単位とした「表音文字」のことで、漢字と異なって、意味は表さずに、音だけを表す文字のことです。また「音素文字」とも異なって、音の子音だけを表すことはありません。

その「仮名」と呼ばれる文字には、「万葉仮名」、「平仮名」、「片仮名」がありますが、「万葉仮名」は「平仮名」・「片仮名」の前身で、現在「仮名」と言えば、後者の二つを指します。

「万葉仮名」は漢字の音訓で国語を写しとは、「万葉仮名」には「音仮名」と「訓仮名」があることを言っているようです。ここではこれだけしか書かれておりませんので、この二つについては後ろで触れたいと思います。そして「写し」という表現は、如何にも微

妙です。意味は移さない、音だけを移す文字であると言っているようです。

「片仮名」・「平仮名」は平安初期に、「万葉仮名」を簡略化して書いたものから発生した音節文字で、言い換えれば、現在のカナ文字の前身は、「万葉仮名」、漢字を音読し訓読して、その音を利用してわが国の音を表そうとした文字です。

「初め、片仮名は漢字と共に」とは、わが国で文字を遣うには、中国の文字である漢字を遣うことを意味していて、まずはその中国の文章、いわゆる漢文をそのまま漢文として読み、次いでその漢文の書法に従って漢文を書く、日本語ではなく外国語である中国語の文章を、そのまま読み書きすることから始まりました。「万葉集」が編まれるまでは、それがわが国の文章との普通の付き合い方だったので、「記・紀・万葉」の成立後、恐らく日本語の表記というところにながれるようになって、漢文を日本語として

読むという、ある意味では現代の日本語とその表記にも大きな影響を与えている方法の開発が盛んになったのでした。

その漢文を日本語として読むことを、現在では「漢文訓読」と呼びますが、それにはどうしても、「記・紀・万葉」でも試みられた、中国語にはない、日本語独特の表現、動詞・形容詞などの活用の語尾や、助詞・助動詞などを表すための文字が必要になりました。これは意味を持たず、音だけを表すものでなければいけません。

ところが人というのは悲しいもので、必要になったからと言って、何もないところから何かを作り出すということはできません。新しいものは何かの模倣から生じるもので、時の積み重ねにその素材を求めるほかありません。ここでも、新たに音だけを表す文字を必要としているという意識が人々に共有されて来ても、そこにある文字は表意文字の「漢字」しかありません

でした。「記・紀・万葉」で、極めて初期のその試みが試みられたわけですが、それは「漢字」を遣って、その意味を捨てて、その音を遣って活用語尾・助詞・助動詞を表すというを行いました。

そしてその後に、その方法を漢文訓読にも応用したのですが、「記・紀・万葉」でも同様ですが、本来の文を表す文字と、音だけを表す文字との区別ができないということが起こりました。しかも余計な文字を書くことで筆の運びを緩慢にするということもあって、音だけを表す文字は、その形を簡略にして行きました。その方法は、「阿」のこざとから「ア」を、「伊」の人偏から「イ」を、「宇」のウ冠から「ウ」を、「江」の工から「エ」というように、漢字の一部を使用して、字音の音だけを表す文字として遣ったのが、「片仮名」です。『広辞苑』がここで言っているのは、この「片仮名」は、漢文訓読の表記から始まったものだという事、また、現在私達が行っている

日本語の書記法「漢字仮名交じり」の起源は、この「漢文訓読」にあるということ、現在の漢字仮名交じりは、漢字とひらがなで行われますが、当初は「片仮名」が使用されていたということです。このことは明治に入ってから変化して現在に至っていますが、戦後の初期までは、「漢字片仮名交じり」の文章は、普通に使用されていました。

「平仮名は単独で用い」とは、平安時代の初期の文章、例えば『竹取物語』や『伊勢物語』、また最初の勅撰和歌集である『古今和歌集』などは、初めは「平仮名」だけで書かれていたと言われています。

「平仮名」も「片仮名」と同様に音節文字ですが、「片仮名」は漢字の一部を使用して字音を表す文字としていますが、「平仮名」は、漢字全体を簡略化して成立しました。「あ」は「安」を、「い」は「以」を、「う」は「宇」を、「え」は「衣」を簡略化した形の文字で、その字音を表します。

「後世に至り平仮名も漢字と混用」とは、平安時代に始まった平仮名だけで表された日本語の文章も、書写によって後世に伝えられて来る間に、送りがなや助詞・助動詞以外の部分の、その文章の主要な部分が、漢字に置き換えられて来たということがあります。その結果、私達が現在読むことのできる古典の資料が成り立って、それが現在私達が使用している「漢字仮名交じり」の原形となっていることを言っています。「平仮名」の文章は「平仮名」だけで書かれていたのが、恐らく「読み」という観点から、「漢字」があつた方が読み易いということが、先人達の共通した認識であつたということができるのかもしれませんが。このことは別に説明される必要があるように思われます。

もう一つ「平仮名」について触れる必要のあることから、現在私達が使用している「漢字仮名交じり」と言われる文章は、漢字もひらがなもカタカナも、その他の数字や外国文字や記号の類も、基本的に一つ一

つが独立した文字や記号であることです。一つ一つが独立した文字や記号であることが、私達の使用している文章の特徴と言つてもよいほどですし、それによつて実現していることも、沢山あるように思われます。

明治期までの漢字平仮名交じり文は、「連綿体」と呼ばれる、草書やかなの各文字が次々に連続して書かれている書体でした。句読点がない代わりに、一句切りの間は、一つの線で連ねて書かれているものでした。それが明治期に入つて、活字の導入が大きな切っ掛けとなつたものと思われませんが、文字が一つ一つ独立したものとして印刷されるようになりました。手書きの文章は、ずっと後になるまで、連綿体が残つておりましたが、何時しかそれも姿を消して行きました。そうした中で、漢字仮名交じり文も、漢字とひらがなを交えたものとなって、カタカナは、外来語を表す文字という位置を占めるようになりました。

以上のように、「片仮名」と「平仮名」について考

えて参りますと、自ずと外国の文字である漢字とそれ
で書かれた漢文を受け入れることによつて、わが国の
言語の中に漢文を読み下す文脈、漢文脈が成立し、一
方本来のわが国の言語である日本語の文脈、平仮名だ
けで書かれた文章に始まる和文脈があつて、この和文
脈に漢字が導入され、漢文脈に漢字片仮名交じりが進
むというように、絶えず相互のフィードバックがなさ
れて、明治以降、日本語の文体は劇的に変化したと言
われます。

「大穴道」、「小御神」の二柱の紙のお名前を「訓
仮名」と誤読したことから、少々はみ出たことまで申
上げました。

『広辞苑』に、もう二つ、「音仮名」と「訓仮名」
を訪ねてみましょう。

《おん・がな【音仮名】 万葉仮名のうち、漢字本
来の意味とは無関係に漢字の音（おん）を日本語の音
節に当てたもの。多く漢字一字を一音に当てる。「山
（やま）」を「也末」と書く類。字音仮名。／訓仮
名》

《くん・がな【訓仮名】 万葉仮名のうち、漢字本
来の意味とは無関係に漢字の訓を日本語の音節に当て
たもの。「懐（なつか）し」を「名津蚊為」「夏櫓」
と書く類。字訓仮名。／音仮名》

やはり「訓仮名」というのはなかなか厄介なものに
見えてきます。どうやら私が固有名を「訓仮名」と誤
読しましたのも、「大穴道」の「穴」を「な」と読ま
せているところを「訓仮名」と理解したことによるら
しいことが、分かつて来ました。「穴」を「な」と読
ませること、この読みは漢字の意味とは関わりはない
ように見えます。従つてこの文字一つであれば、「訓
仮名」と読んでもよいのかもしれませんが、しかし前後
の「大」と「道」の読みは、「おお」と「みち」、こ
れは漢字の意味との関わりはないとまでは言えませ
ん。

従つて全体として「大穴道」を「おおなむち」と読
む読み方は、「訓読」と言つてよいものと思ひます。



参考資料

字式について (四)

岡田 健嗣

前回に引き続き、漢字の字形を字式で表す方法をご紹介します。

漢字の音読を五十音の順に並べます。

「育」 イク `キク、 そだつ そだてる (やしなう)
+ (なべぶた)・ム*B / 肉月

「壺」 イチ (イツ もっぱら ひとつ)
士 / ワ / ヒ

「逸」 イツ (のがれる はやい たのしむ)
しんによウ @+ 免

「引」 イン ひく ひける
弓偏 + |

「印」 イン しるし (おさえる はん)
| - 三 + 卩 (ふしづくり)

「因」 イン よる (むしろ もと)
口 (くに構え) >*B大

「姻」 イン (とつぐ えんぐみ みうち)
女偏 + 因

「員」 イン `キン、 (エン `エン、 ウン まるい か
ず)
口 / 貝

「院」 イン `キン、 (カン `クワン、 おくごてん か
き その)
こごと偏 + 完

「陰」 イン かげ かげる (くもる ひそか)
こごと偏 + 今 / 云 (うん)
「云」 ウン くも いう ここに



二・ム

「飲」 イン のむ
食偏 + 欠

「隠」 イン かくす かくれる (オン)
こざと偏 + ノツ / ヨ / 心

「韻」 イン “キン” (ひびき)
音 + 員

「宇」 ウ (のき おおきい)
ウ冠 / 于𠄎

「羽」 ウ はね は
𠄎 (にすい) <上かど + 𠄎<上かど𠄎

「芋」 いも (ウ)
草冠 / 于𠄎

「運」 ウン はこぶ (めぐる)
しんによウ @+ 軍𠄎

「雲」 ウン くも
雨冠 / 云 (うん) 𠄎

「泳」 エイ およぐ
さんずい + 永

「英」 エイ (はな すぐれる)
草冠 / 央2

「映」 エイ うつる うつす はえる
日偏 + 央

「榮」 エイ さかえる はえ はえる
ツワ冠 / 木



「營」 エイ いとなむ
 ツワ冠 / 呂
 「呂」 ロ
 口・ノ・口

「詠」 エイ よむ (うたう)
 言偏 + 永

「影」 エイ かげ (ひかり)
 景 + 三づくり

「鋭」 エイ するどい
 金偏 + ソ兄

「衛」 エイ “エイ、 (まもる)
 行構え > 韋 (なめしがわ)

「韋」 イ なめしがわ
 カー / 口 / 弁

「易」 エキ イ やさしい (あらためる かわる)
 日 / 勿 (なかれ)

「疫」 エキ ヤク (えやみ)
 病だれ > 殳 (ル又)

「益」 エキ ヤク (イツ ます)
 ソー・八 / 皿

「液」 エキ (しる)
 さんずい + 夜

「駅」 1 4 (驛) 2 3 0
 馬偏 + 尺2
 エキ (うまや えきしゃ)

点字から識字までの距離 一二三

山内 薫

障害をめぐる条約や法規の現状（一）

「国際障害分類」から「国際生活機能分類」へ

今年に入って障害者関連の法律が二つ改正された。

四月には改正障害者差別解消法が施行され、六月には改正教科書バリアフリー法が可決・成立した。障害者差別解消法の二本の柱である「障害を理由とした差別の禁止」と「合理的配慮の提供」のうち、後者は公的施設に関しては義務、民間の事業者については努力義務であったものが、今回の改正で全ての施設、事業者について義務化された。例えば公立の学校では様々な障害や特性を持つ子どもに対して、点字・録音・拡大

をはじめとして、文字の拡大、色の調整、読み上げなどができるデジタル教材などを提供してきているが、今後は私立の保育園、幼稚園、学校はじめ、民間の塾、模擬試験業者などでも障害や特性に応じた教材の提供や措置（例えば試験の時間延長や教室での端末の利用）をとらなければならなくなった。

また、改正教科書バリアフリー法によって、障害のある児童・生徒だけではなく、日本語を母語としない外国人児童・生徒も教科書の音声データなどのデジタルデータを利用できるようになる。公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にあり外国籍の子どもは令和三年度で四七、六二七名と平成二〇年から一・七倍にまで増加している。

このように障害者差別解消法をはじめとする日本の障害者関係の法律が次々と成立・改正される背景に国連が二〇〇六年に採択した「障害者の権利に関する条

約」（以下「障害者権利条約」）の存在がある。日本は二〇一四年になってやっと世界で一四一番目の国としてこの条約を批准したが、批准までの八年間に障害者関係国内法を見直し、障害者権利条約に沿った改訂作業を行っていた。障害者差別解消法もそうした国内法整備の一環として二〇一三年に制定され、二〇一六年から施行された。

障害者権利条約に早い時期に対応して改正されたのは著作権法で、二〇〇九年に大きく改正されたが、その時の文化庁ホームページでは次のように説明されている。ちなみにこの時に改正されたのは

I. デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

II. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備

III. 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制

限規定の整備

IV. アーカイブの活用促進に関する権利制限規定の整備等

以上の四点だった。

III. 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備

障害者のための著作物利用について、権利制限の範囲が、次のとおり拡大されました。

（第三七条第三項，第三七条の二関係）

① 障害の種類を限定せず，視覚や聴覚による表現の認識に障害のある者を対象とすること

② デジタル録音図書の作成，映画や放送番組の字幕の付与，手話翻訳など，障害者が必要とする幅広い方式での複製等を可能とすること

③ 障害者福祉に関する事業を行う者（政令で規定する予定）であれば，それらの作成を可能とすること（文化庁のホームページより（平成二二年改

正)

つまり、それまでは視・聴覚障害者に限定されていた権利制限が視覚や聴覚の認識に障害のある者に拡大されたこと、デジタル録音図書をはじめとする障害に応じた多様な複製が可能になったこと、そしてそれまでは点字図書館等の福祉施設にしか許されていなかったそれらの資料の作成が学校図書館や公立図書館でも自由に作製できるようになったのだった。それまでは「ハリー・ポッター」を読みたくても本では読めないディスレクシアの子どもが、点字図書館が作製したその録音資料を利用したくても利用できなかったが、この改正によって利用することができるようになった。このように発達障害、知的障害、高齢による視力の低下等々で一般の資料を読むことが困難だった多くの人が録音資料やデジタル資料などを利用できるようになった。

また、それ以前、公立図書館は録音図書などを自由に作製することができなかったために、利用者から要望のあった本の録音については、個々にその本の著作権者の許諾を得なければ録音図書を作れなかった。視覚障害者団体などが著作権法改正の運動を三〇年以上にわたって行ってきたにも係わらず実現できなかったものが二〇〇九年の著作権法改正で実現することになった。その背景には障害者権利条約の存在があり、その内容をいち早く実現したのがこの著作権法改正だった。

著作権法ではその後「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」(二〇一三年六月モロッコのマラケシュで採択、日本は二〇一八年条約締結を承認、二〇一九年一月一日発効)に關連して改正が行われ視覚による表現の認識に障害のあ

る人に加えて「身体的な障害により、書籍を持つこと若しくは取り扱うことができず、又は読むために通常受入れ可能な程度に目の焦点を合わせることも若しくは目を動かすことができない者」つまり視覚には障害がなくても本を持つことができない人も権利制限の対象に加わった。

こうした障害者関係の条約や法律が生まれる発端は一九八一年に国連が定めた「国際障害者年」だった。

「完全参加と平等」という標語を掲げたこの国際障害者年の前年にWHOは「国際障害分類」という障害の構造モデルを提起した。(図1)

障害を階層的に取り上げて、一次障害が二次障害引き起こし、二次障害が三次障害を引き起こすという右向き矢印で障害の問題を考えようとした。しかし、障害そのものを立脚点として障害の問題を考えようとしている点、障害のマイナス面しか見ていない点、社

会的不利について十分な考慮がなされておらず社会的な要因が充分考慮されていない点などの批判が当初から出されていた。

こうした問題を解決するために改訂作業が行われ、二〇〇一年に先の国際障害分類の改訂版として作られたのが「国際生活機能分類」である。「機能障害」ではなく「心身機能・構造」、「能力障害」ではなく「活動」、「社会的不利」でなく「参加」というマイナスではなくプラスの用語を用いることにより障害者だけではなく、全ての人の生活に係わる分類として「国際生活機能分類」が提起された。

(図2)

つまり、誰でも病気になったり、怪我をしたりすれば活動の制約や参加の制限を受けることになる。また新たに環境因子と個人因子という概念を導入してその全てが双方向矢印で互いに影響し合うことを表してい

る。

この「国際生活機能分類」は「人が生きていく上で
の障壁をその人の個性や周りの環境との関わりを考え
た上で、体系立てて分類した、世界共通の分類指標」
と言われている。

厚生労働省のホームページに掲げられている「国際
生活機能分類－国際障害分類改訂版－」（日本語版）
の中で、「医学モデルと社会モデル」という節があり
次のように記述されている。

「障害と生活機能の理解と説明のために、さまざまな
概念モデルが提案されてきた。それらは「医学モデ
ル」対「社会モデル」という弁証法で表現されうる。
医学モデルでは、障害という現象を個人の問題とし
とらえ、病気・外傷やその他の健康状態から直接的に
生じるものであり、専門職による個別的な治療とい
うかたちでの医療を必要とするものとみる。障害への対

処は、治癒あるいは個人のみよりよい適応と行動変容を
目標になされる。主な課題は医療であり、政治的なレ
ベルでは、保健ケア政策の修正や改革が主要な対応と
なる。一方、社会モデルでは障害を主として社会によ
って作られた問題とみなし、基本的に障害のある人の
社会への完全な統合の問題としてみる。障害は個人に
帰属するものではなく、諸状態の集合体であり、その
多くが社会環境によって作り出されたものであるとさ
れる。したがって、この問題に取り組むには社会的行
動が求められ、障害のある人の社会生活の全分野への
完全参加に必要な環境の変更を社会全体の共同責任と
する。したがって、問題なのは社会変化を求める態度
上または思想上の課題であり、政治的なレベルにおい
ては人権問題とされる。このモデルでは、障害は政治
的問題となる。

「国際生活機能分類」はこれらの二つの対立するモ

デルの統合に基づいている。生活機能のさまざまな観点の統合をはかる上で、「生物・心理・社会的」アプローチを用いる。したがって「生活機能分類」が意図しているのは、一つの統合を成し遂げ、それによって生物学的、個人的、社会的観点における、健康に関する異なる観点の首尾一貫した見方を提供することである。」 (<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html>)

つまり一九八〇年に提起された国際障害分類は医学モデルとして提起されたのだが、改訂版の「国際生活機能分類」は「障害のある人の社会生活の全分野への完全参加に必要な環境の変更を社会全体の共同責任とする」障害の社会モデルという新たな考え方を提起した。

この障害の社会モデルという考え方をベースにして、提起されたのが「障害者権利条約」（二〇〇六年）である。



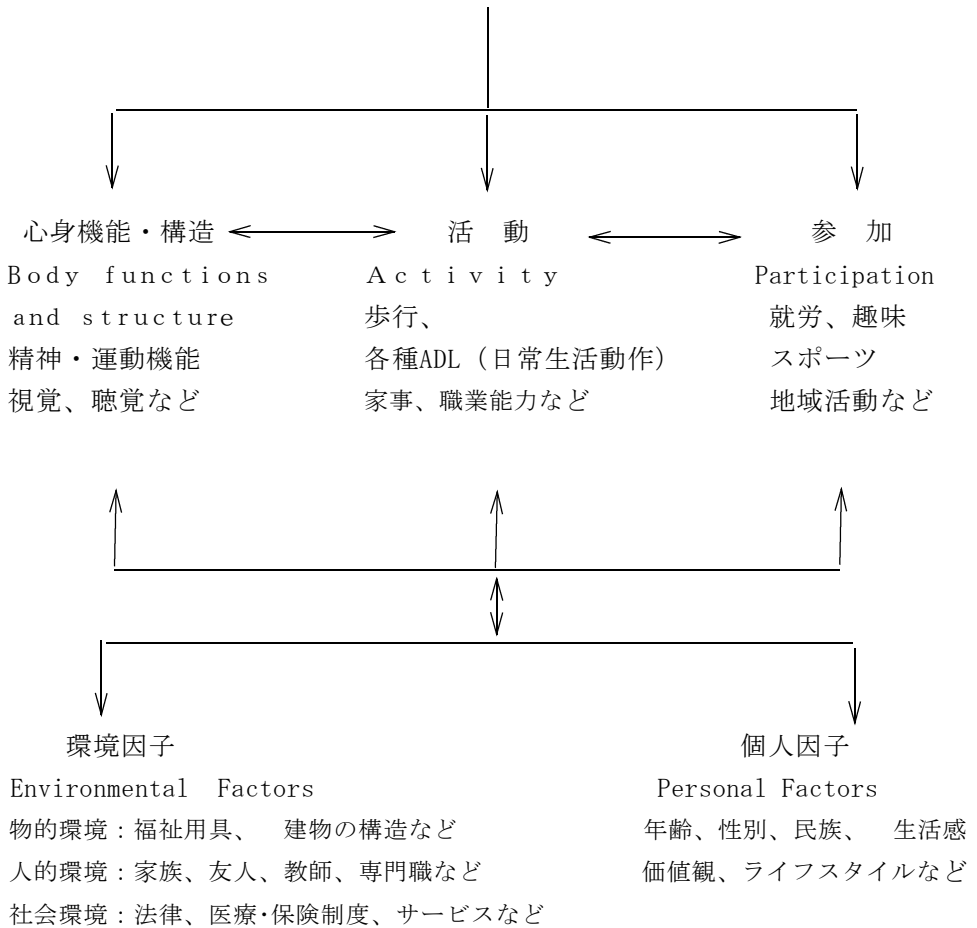
図 1



図 2

国際生活機能分類（ICF）－国際障害分類「改訂版」（2001）
の諸次元の相互作用についての現在の理解

Health Condition 健康状態
(disorder/disease) 変調/疾病



十七条憲法 (七)

七^ニ日^{ハク}、人^レ各^リ有^レ任^ニ。掌^ルコト^ト宜^シレ
 不^ル濫^レ。其^レ賢^哲任^レ。官^ハ、頌^音
 則^チ起^コル。其^レ賢^哲有^レ官^ハ、禍^乱則^チ
 繁^シ世^ニ少^ナシ生^マレナガラ^ルヒト^ト。剋^ク念^ヒテ^レ作^ル
 聖^ト事^ニ無^ク大^ニ少^ニ、得^テ人^ヲ必^ズ治^マラ^ン。

おのおの 任有り。つかさど 掌ること 濫れざるべし。
 人各 其れ賢哲 官に任ずるときは、頌音
 則ち起こる。
 奸者 官を有つときは、禍乱則ち繁し。
 世に生まれながら知るひと少なし。
 剋く念いて聖と作る。
 事に大少無く、人を得て必ず 治まらん。

〔訳文〕

漢文名作選第2集 5 日本の漢詩文
 (大修館書店) による

七にいう、人にはそれぞれ任務がある。任用に当たっては乱れがあつてはならない。賢哲の人を官に任ずれば、称賛の声が起こるが、よこしまな人が官におれば、禍いや乱れがしばしば起こる。生まれつき分別のある人は少ない。よく思慮することによつて聖人となるのである。事の大小にかかわらず、官に適切な人を得ることによつて必ず治まるのである。

(漢文と点字の部分はここまで)
 時の緩急にかかわらず、官に賢者を迎へれば自然にうまくいくのである。そうすれば、国家は永久であり、安泰である。それゆえ、昔の聖王は官のために人を求めたのであり、人のために官を設けたりはしなかつた。(古いにしへの聖王、官の為に人を求めて、人の為に官を求めず)
 為政者が人材を登用するにあつての心すべき点を述べている。



七ニ曰ハク、人各有リ任。掌
 ルコト宜シ不ル濫レ。其レ
 賢哲任ズルトキハ官ニ、頌音則
 チ起コル。者有ツトキハ官ヲ、
 禍乱則チ繁シ。世ニ少ナシ生
 マレナガラ知ルヒト。剋ク念ヒテ
 作ル聖ト。事ニ無ク大
 少、得テ人ヲ必ズ治マラン。
 ～ 女ノ女+干 かん よこしま

最古の肖像画とされるこの聖徳太子像は、1930～1984年まで一万円札に使われた。

2人の侍者は、向かって左が弟の殖粟皇子(えくりのみこ)、右が長男の山背大兄王(やましろのおおえのおう)といわれるが、唐の皇帝図の形式にならって描いた従者かもしれない。太子像であることも確定できず憶測や異説の多い『伝聖徳太子像』である。

ネット検索では、読売新聞オンライン『謎だらけの肖像画「聖徳太子二王子像」信仰のシンボルとなるまで』に詳しい。(太子没後1400年にあたる2021年5月の日付け)



しょうとくたいしにおうじぞう
 聖徳太子二王子像

ご報告とご案内

一 賛助会費のご納入、大変ありがとうございますございました。

左に、昨年度（二〇二三年度）に本会の賛助会費をご納入いただきました皆様のご芳名を記して、感謝に替えさせていただきます。

中村裕一様、木原純子様、雨宮絢子様、関口常正様、岡稲子様、村田忠禧様、河村美智子様、政井宗夫様、田崎吾郎様、武田幸太郎様。

皆様、心より御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

二 今回も、昨年度横浜市中央図書館に納入しました『芭蕉俳句集』より、一句をご紹介します。

足洗（あらう）てつみ明（あけ）安き丸寐（まるね）かな
（芭蕉翁真蹟拾遺）

【考】 貞享五（一六八八）年の作。季語は「明安き（短夜）」で夏。底本は「右小築庵春湖蔵」と注記し、『笈の小文』の旅中吟三句と並記して掲載する。

【解】 旅宿で洗足を済ませ、着の身着のまま横になったと思ったら、早々と夏の短夜が明けてしまった、の意。「足洗て」は旅先で宿舎に到着した時などに、洗足盥で足を洗うこと。「丸寐」は着物を着たま、その場にごろ寝すること。

【諸注】 イ ◇ 『大系』『全発句』『全講』

は未収録。◇ 『校本』は、底本に『笈の小文』所収句と並記されることから「信ずべきものと思われるが、他に所見がないので一応存疑とする」と述べる。

◇ 『全句』は「他に出典を見ないために多少疑は残るが、まず信ずべきもの」だとし、「短夜」とか「明易し」には、『古今集』の「夏の夜の臥すかとすればほととぎすなく一声にあくるしののめ」（紀貫之）などが常に発想の脈をなしている」と述べ、「これもその系統に属し、「足洗うて」とか「丸寝」とかいうところに俳諧味を生かした作」だとする。◇ 『全句集』も存疑の句としつつも、「他に所伝はないが、真作の可能性は高い」とする。◇ 『集成』は「長旅の旅情の一齣。「足洗うて」に、一日の旅を終えて旅籠に着いた時の、ほっとした心持がこもっている」と説く。◇ 『新編』は「旅籠泊り（食費と寝具の損料を払う泊り方）でない限り、旅先の丸寝は珍しくない」

とし「ここは夜更けの旅情などしみじみ反芻するいとまもなく、あつけなく一夜が明けた体験を、「丸寝」の一語でみごとに表現している。その軽い微笑の中に一句の俳諧性を認めるべき」とする。◇ 『角川ソフィア』は「旅寝の一齣を軽妙に表現して飄逸」と評する。◇ 『詩人選』は『笈の小文』の旅に言及し「現実の状況に密着した段階での、一つのデッサンといえなくもない」という。

【形】 底本にのみ所収。

【評】 他に所伝がないため、存疑の扱いともなっているが、句としては長旅の中での一齣が軽妙に言い取られている。『笈の小文』とも関連させつつ、句の旅情を検討する必要があるか。

「稲葉有祐」



編集後記

今号で山内様の「障害をめぐる…」を読んで、国連

で「障害者権利条約」が採択されてから国内法等を見直し、障害者差別解消法、改正教科書バリアフリー法、著作権法など各種整備されて、広い意味での障害者を対象とする法整備となつたことが分かりました。

ここ数年で障害者の社会進出が、特に社会活動やスポーツに表れているように思います。障害者への理解が徐々に深まり、ともに活動する様子が紙面にも報道されるようになりました。

一方、悲しいながら障害を持っている人が施設等で暴力など虐待を受けていることも日々報道されています。非常に難しい問題ですが、法律での罰則の強化、監視の強化、孤立を防ぐサポート等個人や地域で協力し防ぎたいものです。これからは、障害者との共存に向けて、どうやって参加するか、また、一方で何を情報発信、何を整備するか等考え、お互いに理解と協力して共に歩みたいものです。

宮澤義文

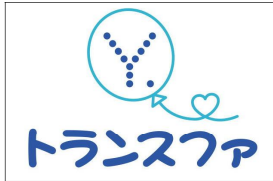
(有) 横浜トランスファ福祉サービス

障害者自立支援法の下、障害者にガイドヘルパーを派遣して、外出を支援しています。対象は、横浜市在住・在宅の、視覚・肢体・知的重度障害者。

常時募集・ガイドヘルパー：資格・ホームヘルパー2級以上、および視覚・肢体障害者移動介護研修修了。

業務概要：上記障害者の外出支援。詳細は担当・柳田まで。

研修者募集：弊社では、ガイドヘルパー（視覚障害者）の資格取得研修を実施致します。詳細はホームページで。



URL: www.ytrans.net

〒231-0063横浜市中区花咲町1-46-1

GSプラザ桜木町1105

電話: 045-263-0306

FAX: 045-263-0316

E-MAIL (岡田健嗣) : okada_tr_eib@ybb.ne.jp

横浜漢点字羽化の会 URL : <http://www.ukanokai-web.jp/>

《表紙絵 岡 稲子》

今回の発行は2024年10月15日です。

※本誌(活字版・DAISY版・ディスク版)の無断転載は固くお断りします。

